

令和5年度

決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

糸満市監査委員

糸 監 第 72 号
令和6年8月23日

糸満市長 當 銘 真 栄 殿

糸満市監査委員 儀 間 常 貞

糸満市監査委員 西 平 賀 雄

令和5年度決算に基づく糸満市健全化判断比率及び資金不足比率
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見書を提出します。

令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の対象

令和5年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年7月26日から令和6年8月23日まで

第3 審査内容

糸満市監査基準（令和2年糸満市監査委員告示第2号）に準拠し、市長から審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に算定されているか等を主眼とし実施した。

第4 審査の結果

審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に算定されているものと認められる。

各比率については、次のとおりである。

表1 健全化判断比率

(単位：％)

健全化判断比率	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	—	12.89
連結実質赤字比率	—	—	—	17.89
実質公債費比率	8.9	8.6	8.2	25.00
将来負担比率	26.2	24.4	26.5	350.00

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は赤字額が生じていないため「—」表記としている。

表2 資金不足比率

(単位：％)

名 称	令和5年度	令和4年度	令和3年度	経営健全化基準
水道事業	—	—	—	20.00
下水道事業	—	—	—	20.00
農業集落排水事業	—	—	—	20.00
糸満漁港ふれあい公園事業	—	—	—	20.00
土地区画整理事業	—	—	—	20.00

※資金不足比率は、資金不足が生じていないため「—」表記としている。

1 実質赤字比率について

実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、一般会計等の財政運営状況を示すものであり、一般会計等（普通会計）の実質収支額は8億6,567万1千円となっており赤字額が生じておらず、実質赤字額、実質赤字比率はともに赤字がないことを示す「－」表記となっており、早期健全化基準を下回っている。

表3 実質赤字比率の算定

(単位：千円、%)

実質赤字額	標準財政規模	実質赤字比率	早期健全化基準
－	13,604,063	－	12.89

※標準財政規模とは、標準税収入等に普通交付税額、臨時財政対策債発行可能額を加算した額である。

2 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率は、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含めた会計の連結実質赤字額が標準財政規模に占める割合で本市全体の運営状況を示すものである。

一般会計等の実質収支額8億6,567万1千円、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額1億6,256万8千円、地方公営企業法適用企業のうち宅地造成事業以外の剰余額24億9,408万6千円、同法非適用企業のうち宅地造成事業以外の剰余額666万1千円、宅地造成事業の剰余額642万4千円、以上の合計額35億3,541万円は黒字となっているため、連結実質赤字額、連結実質赤字比率はともに赤字がないことを示す「－」表記となっており、早期健全化基準を下回っている。

表4 連結実質赤字比率の算定

(単位：千円、%)

連結実質赤字額	標準財政規模	連結実質赤字比率	早期健全化基準
－	13,604,063	－	17.89

3 実質公債費比率について

実質公債費比率は、一般会計等が実質的に負担した地方債（借入金）の公債費（償還金）が標準財政規模に占める割合で資金繰りの程度を示すものである。令和3年度から令和5年度の3か年平均により算出されるもので令和5年度の実質公債費比率は8.9%となっており、早期健全化基準を下回っている。

表5 実質公債費比率の算定

(単位：千円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度	早期健全化基準
地方債の元利償還金 A	1,872,900	1,919,079	1,892,807	

地方債の準元利償還金 B	432,600	453,953	431,662	
A・Bに充当された 特定財源 C	14,151	19,938	4,068	
A・Bに係る基準財政需 要額に算入された額 D	1,161,063	1,197,943	1,284,532	
標準財政規模 E	13,604,063	13,306,775	13,689,764	
実質公債費比率(単年度) (A+B-C-D)/(E-D)	9.08371	9.53974	8.35026	
実質公債費比率 (3か年平均)	8.9			25.00

4 将来負担比率について

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（地方債等）が標準財政規模に占める割合で、将来財政を圧迫する可能性が高いか低いかを示すものであり、令和5年度の将来負担比率は26.2%で、早期健全化基準を下回っている。

表6 将来負担比率の算定

(単位：千円、%)

将来負担額 A	充当可能財源等 B	標準財政規模 C	算入公債費等 D	将来負担率 (A-B) / (C-D)	早期健全化基準
21,594,065	18,327,546	13,604,063	1,161,063	26.2	350.00

5 資金不足比率について

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合で、一般会計等の実質赤字比率にあたるものであり、地方公営企業法適用企業、同法非適用企業は黒字であることから資金の不足額、資金不足比率はともに「－」表記となっており、経営健全化基準を下回っている。

表7 資金不足比率の算定

(単位：千円、%)

会 計 名		資金の不足額	事業の規模	資金不足比率	経営健全化基準
法適用企業	水 道 事 業	－	1,414,246	－	20.00
	下 水 道 事 業	－	427,268	－	
	農業集落排水事業	－	4,259	－	
法非適用企業	土地区画整理事業 特 別 会 計	－	4,790	－	
	糸満漁港ふれあい 公園事業特別会計	－	0	－	